

# “就学援助制度のお知らせ”

～援助が必要と認定された世帯に対し学校教育に必要な費用を援助します～

## 1 対象

市内在住で公立の小・中学校及び中等教育学校の前期課程に在学中（または入学予定）の児童生徒がいて、経済的理由により就学させることが困難な家庭（生活保護家庭に準ずる程度の家庭）に対し、教育委員会で生活状況等を審査し、援助の可否を決定します。

援助を受けることができる方は以下のとおりです。

- 1) 生活保護の停止または廃止から1年未満の方
- 2) 世帯員全員の所得が、教育委員会の定める基準を下回り援助を必要とする方

## 2 認定の目安

世帯人数	家族構成（参考例）	所得基準参考額
2人	父又は母、小学生	157万円程度
3人	父又は母、中学生、小学生	221万円程度
4人	父、母、中学生、小学生	268万円程度

※住民登録が別世帯であっても、同居している場合は世帯人数に含まれます。

※所得基準は目安であり、世帯員の年齢や住居の状況等により異なります。

## 3 援助内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、医療費、PTA会費、児童生徒会費、クラブ活動費、オンライン学習通信費について、教育委員会が定めた単価に基づき援助します。援助費は、各学期末に支給予定です。（学校への支払いは免除されません。）

### 1) 学校給食費

審査結果が出るまでは保護者口座からの引落としとなります。就学援助が認定となった場合、直接担当課に振替ますので、当年度中の保護者口座からの引落としは止まります。認定となった月分以降の引き落とされた給食費については、保護者口座へ支給いたします。

### 2) 修学旅行費の学校長への前払い

小学6年生、中学3年生の修学旅行の費用については、各学校にて事前に集金し積み立てをしています。事情により積み立てが困難であった場合は、その費用を就学援助費として支給される金額の範囲内で、旅行前に学校長へ支払うことができます。**この場合、修学旅行費は申請者(保護者)へは支給されません。**滞納によって前払いが必要かどうか学校と相談してください。

### 3) 新入学児童生徒学用品費の入学前支給

新入学児童生徒学用品費は、4月1日付で認定となった場合、小学1年生・中学1年生に対して一学期末に支給されます。しかし、申請書に新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望する旨を記載し、必要添付書類とともに提出された場合、入学前の令和5年2月または3月に支給するための審査をすることができます。

ただし、次のいずれかの事項に該当した場合は、支給した金額全てを返還していただきます。

- ア) 令和5年4月1日以前に伊勢崎市外へ転出したとき
- イ) 伊勢崎市内の小学校、中学校に就学しないとき
- ウ) 令和4年の所得確定後の就学援助認定審査の結果、否認定となったとき

### 4) オンライン学習通信費

各家庭のWi-Fiやテザリング等を利用してオンライン環境に接続し、タブレット端末などでオンライン学習を行う際の通信費を、上限額の範囲で支給します。なお、就学援助の申請時にオンライン環境が整っておらず「接続できない」と回答された後に、オンライン環境を整備された際には、改めて学校もしくは学校教育課へご連絡ください。

## 4 申請方法

申請書兼世帯票に必要書類を添付して下記のとおり提出してください。4月1日付認定の対象として審査します。受付期間終了後も申請を受け付けますが、申請日に応じた年度途中からの審査となります。

○受付期間：令和5年1月11日（水）から2月28日（火）まで

提出先：在籍する学校（新小学1年生は予定校）又は学校教育課（市役所本館4階 40番窓口）

※提出先の学校は、小学生と中学生がいる場合、原則中学校に提出してください。

※各支所では申請受付を行っていませんのでご注意ください。

【新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望する方】提出先：学校教育課

令和5年1月31日（火）までに提出した場合：2月末頃支給予定

2月28日（火）までに提出した場合：3月末頃支給予定

	必要書類	審査結果時期
① 新小学校1年生、新中学校1年生で 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望する方	・申請書兼世帯票 ・世帯全員の令和4年分の源泉徴収票 や所得の申告書（確定申告書や市 民税・県民税申告書）の写し（※1）	令和5年2月または3月
② 新小学校6年生、新中学校3年生で 修学旅行費の前払いを希望する方	・通帳のコピー（※2）	・令和5年2月28日まで に申請した方 →令和4年の所得確定 後、令和5年6月末頃 ・上記以降に申請した方 →審査後随時
③ 令和5年1月1日現在で伊勢崎市に 住民登録のない方	・申請書兼世帯票 ・令和5年度所得課税証明書（※1） ・通帳のコピー	
④ 上記①②③以外で新規に申請する方	・申請書兼世帯票 ・通帳のコピー	
⑤ 上記①②③以外で令和4年度に申請 をした方	・申請書兼世帯票 ・通帳のコピー（※2）	

令和4年の所得の申告（確定申告や市県民税申告）が未申告の場合は審査が出来ません。申告は税務署、市役所本庁舎・各支所で行えます。

※1：所得の無い方も必ず申告を行い、必要な書類を提出してください。また、非課税の方についても所得額を確認する必要があるため、必ず所得課税証明書を提出してください。

※2：令和4年度に申請をした方で、口座情報の変更がない場合は通帳のコピーは不要です。

## 5 注意事項

- 1) 書類の記載に当たっては、黒のボールペン等で記入してください。
- 2) 書類の内容に虚偽のある場合、審査は行えません。
- 3) この申請に基づく認定は、令和6年3月までの認定であり、翌年度も援助を希望する場合は毎年度申請が必要です。
- 4) 申請書兼世帯票の提出後、転居等により住所や世帯の状況が変わった場合は、異動届の提出が必要となります。就学援助の認定が変更になることもありますので、必ず学校又は学校教育課にご連絡ください。

## 6 問い合わせ先

学校教育課（直通 27-2787）または各小・中学校